

特定生活関連施設の届出について						
埼玉県福祉のまちづくり条例 第16条第1項及び第2項 の規定に基づく(変更)届出 及び 第25条第2項 の規定に基づく(変更)通知 について、下記のとおり処理してよいか伺います。						
決裁欄	担当者 リーダー 副課長 課長 副部長 部長					
	合 議					
種 別	☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 用途変更 ☐ 他 ()			建 築 物	小規模建築物	バリア法特別特定
用 途 面 積	①		m ²	☐ 該当	☐ 該当	☐ 該当
	②		m ²	☐ 該当	☐ 該当	☐ 該当
	③		m ²	☐ 該当	☐ 該当	☐ 該当
	④		m ²	☐ 該当	☐ 該当	☐ 該当
	⑤		m ²	☐ 該当	☐ 該当	☐ 該当
設置者						
施 設 所在地						
代理者 連絡先	電話(携帯可): ※Email: ※FAX: 担当者					

※審査内容の確認事項等をお送りします。ご希望の送付先を記載してください。

☐ 適 合		☐ 指導助言		☐ その他 ()		備 考	
処理日付				処理番号			
適合箇所(○) 不適合箇所(×) 該当なし(―)							
建築物	1	廊下等		9	標識		
	2	階段		10	案内設備		
	3	傾斜路		11	視覚障害者経路		
	4	便所		12	育児用施設		
	5	客室		13	出入口		
	6	敷地内の通路		14	浴室等	受 付 欄	
	7	駐車場等		15	客室		
	8-1	移動等円滑化経路		16	カウンター等		
	8-2	エレベーター等		17	休憩設備		
小規模 建築物	①	出入口		③	便所		
	②	敷地内の通路				担当者	